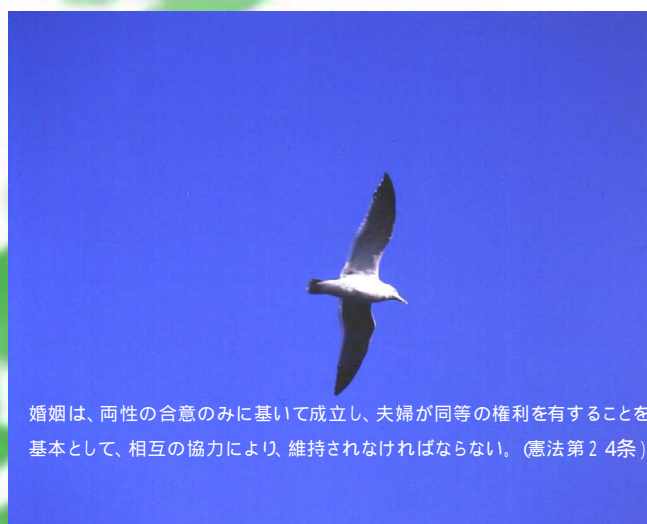


配偶者からの 暴力のない 社会をめざして



私の髪の毛を引っ張ってひきずり回したり、け飛ばしたり。それで、私はもう動けなくなって、警察を呼ぶこともできなくて。外にもひきずり出されたりして。「このまま死ぬような事をされて、それで死ぬんだ」と思いました。それが一番怖かったことです。

うちの場合は、何よりもこの「言葉の暴力」がひどかったのです。私の成育歴や家族のこと、私の実家の仕事のことなどを悪く言ったり、私の欠点について延々と説教するとか……。自分が疲れ切って何を言ってるのかわからなくなるまで、子どもも含めて、何時間でも人を拘束して、ひどい言葉を言い続けるということが、しょっちゅうありました。

生活費として、光熱費ぴったりのお金はくれるんですけど、食費やそのほかのお金はくれない。光熱費の領収書とぴったりのお金しか、くれない。食費は、自分が独身の時に貯めていた貯金で、まかなっていました。

「拳銃だって何だって買えるんだぞ」というようなことを言って、脅かすんです。1度「怖い」と思うと、何をやられても怖くなっちゃうんですね。監視しているから、逃げ出すこともできないし、子どももいたし。

配偶者からの暴力とは？

配偶者からの暴力というと、殴る蹴るなどの身体的暴力を考えますが、それだけでなく、精神的暴力や性的暴力といった形態も含まれます。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合があります。

身体的暴力	平手でうつ 足でける 物やげんこつでなぐる 刃物をつきつける 引きずりまわす 首をしめる 腕をねじる など
精神的暴力	大声でどなる 暴言を繰り返す 交友関係を制限する、監視する なくるそぶりをしておどす 生活費を渡さない 何を言っても無視して口をきかない ものをこわして議論を封じる など
性的暴力	性行為を強要する 避妊に協力しない 中絶を強要する 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

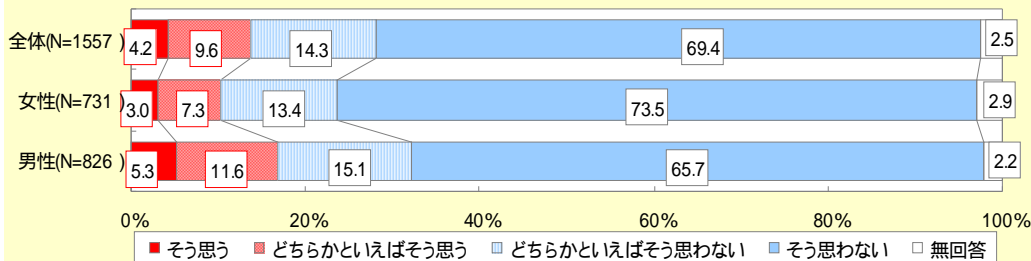
暴力は、対等な人間関係の下では生じません。

配偶者からの暴力のある夫婦では、一方が、身体的あるいは精神的・性的暴力により、相手にダメージを与えて、力を奪い、支配（コントロール）している状態となっています。

そして、配偶者からの暴力の特性は、家庭という、外部からの発見が困難な場所で行われることです。このため、被害者は強い孤立感と無力感に苦しむこととなります。また、他者の目が届かないために暴力はエスカレートし、被害が深刻化しがちです。

配偶者への暴力に対する意識

配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方についてどう思うか



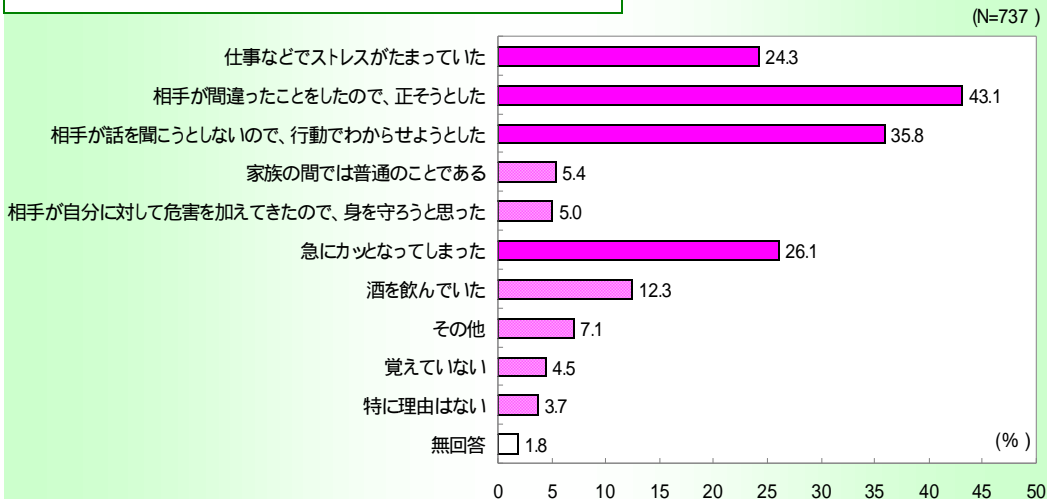
県民の1割以上が、「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方に賛成する意向を持っています。

平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

配偶者への暴力行為のきっかけ

配偶者への暴力行為のきっかけ(複数回答)

これまでに配偶者に対してなんらかの暴力行為をした人への質問



一番多いのは「相手が間違っただけをしたので、正そうとした」です。

これは、様々な形態の暴力(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力)に共通して、一番多いきっかけとなっています。

平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

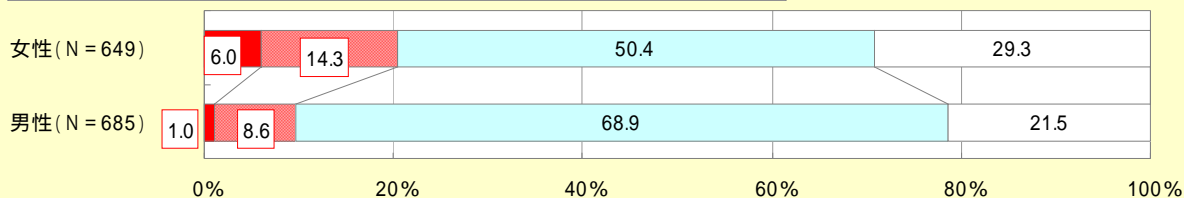
多く被害を受けているのは？

被害者には女性も男性もいますが、どの形態の暴力についても女性の方が被害経験者の割合が高いという調査結果が出ています。

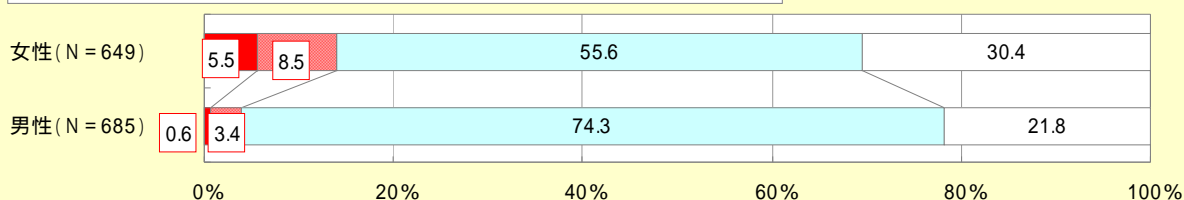
配偶者からの暴力被害の経験

既婚者への質問

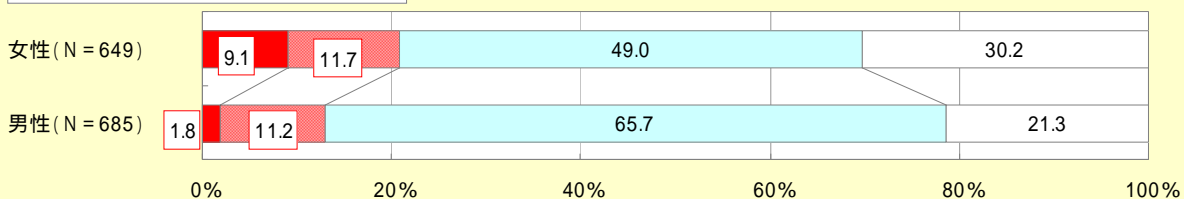
殴ったり蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりなどの身体に対する暴力を受けた



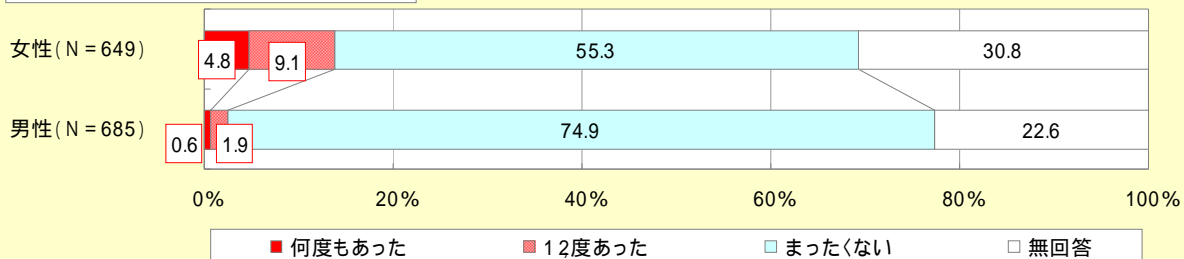
自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた



人格を否定されるようなひどい暴言をうけた



いやがっているのに性的な行為を強要された



平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

暴力の責任はだれに？

「暴力を受けるのは被害者が逃げないからだ」「夫婦げんかの責任は双方にある」「加害者の言い分も聞くべき」などという考えも一方にあります。

しかし、配偶者からの暴力の被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖感、経済的な問題、就学など子どもの問題、社会から孤立させられて「助けてくれる人は誰もいない」という無力感、「相手を支えられるのは自分だけ」という複雑な心理、住み慣れた地域から逃げて失うもの（家、仕事、人間関係など）の大きさなど、いろいろな事情から、逃げ出せず暴力を受けているのです。



どのような暴力であっても、暴力は、加害者に責任があります。加害者は、自分の言うことをきかせるための手段として暴力を使っています。被害者の非を探して暴力を正当化することは絶対に許されません。

配偶者暴力相談支援センターとは？

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談と保護に中心的な役割を果たす施設です。男女を問わず被害者の相談に応じています。

配偶者暴力相談支援センターの業務

被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護を行うこと。

被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

保護命令制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

山梨県では、次の施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たします。

施設 業務		中心的な配偶者暴力相談支援センター	補完的な配偶者暴力相談支援センター
		女性相談所	男女共同参画推進センター ぴゅあ総合
		055 - 254 - 8635 甲府市北新1 -2 -12	1 055 - 237 - 7830 甲府市朝気1 -2 -2
相談または相談機関の紹介 2	電話		
	面接		
一時保護の手續 3			実施しません
カウンセリング			実施しません
保護命令制度を利用するための 情報提供			
自立生活促進のための情報提供			
婦人保護施設・母子生活支援施設 などの利用についての情報提供			

- 1 男女共同参画推進センターぴゅあ総合は、平成18年4月から、配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行います。
- 2 女性相談所でも、男女共同参画推進センターぴゅあ総合でも、配偶者からの暴力相談だけでなく、悩み相談など女性からの相談全般も受け付けています。
- 3 一時保護とは、県が設置している一時保護施設へ保護して、被害者の安全を確保するものです。短期間、配偶者から離れて避難することができます。子どもなどの同伴家族も一緒に一時保護されます。

ホームページアドレス

山梨県女性相談所 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/josei/index.html>

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合 <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php>

そのほか、配偶者からの暴力防止に関する情報は、

山梨県男女共同参画課 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danj/index.html>

内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

「通報」「保護命令」とは？

様々な形態の暴力の中でも、身体的暴力は、生命の危険など重大な危害につながる恐れがあります。

配偶者からの身体的暴力の被害者を守るため、配偶者暴力防止法には「通報」と「保護命令」の制度が規定されています。

通 報

身体的暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めることとなっています。

これは、被害者のまわりの人が、被害者にかわって公的機関の関わりへの道筋をつける制度です。被害者は配偶者からの報復を恐れたり、家庭の事情を慮ったりなど様々な理由で相談をためらうことが考えられます。そこで広く社会からの情報を求めて被害者の保護に繋げるため、身体的暴力の発見者には通報の努力義務が課せられているのです。

また、医師その他の医療関係者が被害者を発見したときは、その旨を被害者の意思を尊重しながら配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することができ、それは守秘義務違反には当たらないこととなっています

➡ 通報があると、

- * 配偶者暴力相談支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談センターの情報を伝えてもらうよう、協力を求めます。被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターの業務について説明し、助言します。
- * 警察官は、暴力が行われていると認めた場合には、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護など、被害の発生を防止するために必要な措置をとります。



保 護 命 令

身体的暴力の被害者を守るために、裁判所が加害者に対し出す命令のことです。

被害者は、加害者を引き離してほしいとき、身体的暴力を受けた状況などを書いた申立書を、地方裁判所に提出します。（事実婚の人及び元配偶者も申し立てできます。）

更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、保護命令が出されます。

保護命令には、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居・勤務先など被害者や子どもが通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。

退去命令

加害者に、被害者とともに住む住居からの退去を命じるものです。

期間は2か月間です。

保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」

県では、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に推進するため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

計画策定の趣旨

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

県では、これまで配偶者暴力相談支援センターである女性相談所をはじめ関係機関が連携を図りながら施策を実施してきました。今後さらに、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を総合的に実施するため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、計画を策定しました。

計画の性格

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画です。

県は、この計画に沿って配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

市町村や関係機関、関係団体がこの計画の趣旨を踏まえ、県と連携した取組を進めることを期待します。

基本的な視点

県は、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して、次の視点から施策を実施します。

- ・配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、当事者間の問題として軽視することなく、一つひとつのケースについて真剣に取り組むべきであること。
- ・被害者の保護と自立支援は、被害者の側に立ち、関係機関が連携して行うものであること。
- ・配偶者からの暴力について県民の理解を深めることが必要であること。

計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間です。

計画に定めた「県の取組」からピックアップ

配偶者からの暴力についての啓発講演会や講座を行い、配偶者からの暴力の実態、その未然防止と被害者の保護等の重要性を訴えます。

身体的暴力の被害者を発見した場合は配偶者暴力相談支援センター等へ通報することについて、パンフレットなどにより啓発します。

女性相談所に加え、男女共同参画推進センターぴゅあ総合を、配偶者暴力相談支援センターとし、連携して相談に当たります。これにより、年末年始を除き、土曜・日曜を含めて昼間は毎日、被害者の相談に応じられる体制とします。

警察からの通報による場合など緊急性の高いケースは、夜間、休日であっても被害者の緊急一時保護を行います。

就業の促進、住宅の確保、援護等、女性相談所を中心に関係機関が連携して被害者の自立を支援します。

被害者の自立支援のため、県営住宅への入居に配慮を行います。

教育委員会や学校は、被害者と子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図り、子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理します。

女性相談所においては、必要な場合は、職員が関係機関、市町村等へ被害者に同行して支援を行います。

配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立書の記入方法等について助言し、被害者が円滑に手続きができるよう支援します。

警察は、保護命令が発令された際は、被害者と連絡を取り、危害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について教示します。加害者に対しては命令を遵守するよう指導警告等を行います。

職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権に配慮するとともに、被害者の安全確保及び秘密の保持に配慮します。

職務関係者の資質向上のため、それぞれの職務内容に応じた研修を実施します。

被害者の適切な保護のため、関係機関は、相互に情報を提供し合い、認識を共有し、連携を強化します。

関係機関は、苦情の申出を受けたときは、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応します。

被害者を支援する民間団体との協力を努めます。

これらの取組の中には、現在も実施しているものもあります。



計画の全文は県のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjp/87722873297.html>

相談窓口電話番号

名称	相談受付曜日・時間	電話番号	住所	
配偶者暴力相談支援センター				
女性相談所	月曜日～金曜日 (祝日の翌日は休館)	電話 900～1700 面接 900～1500	055 - 254 - 8635 (相談専用)	甲府市北新1-2-12 (国立甲府病院西隣・福祉プラザ2階)
男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	火曜日～日曜日	電話 900～1700 面接 900～1600	055 - 237 - 7830 (相談専用)	甲府市朝気1-2-2 (ウエルシティ甲府隣)
人権相談				
甲府地方法務局人権擁護課 <女性の人権ホットライン>	月曜日～金曜日	電話 830～1700 面接 900～1600	055 - 252 - 0430 (相談専用)	甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎

警察署		
甲府警察署	055 - 232 - 0110	 <p>緊急時は 110番</p>
南甲府警察署	055 - 243 - 0110	
南アルプス警察署	055 - 282 - 0110	
韮崎警察署	0551 - 22 - 0110	
長坂警察署	0551 - 32 - 3111	
鯉沢警察署	0556 - 22 - 0110	
南部警察署	05566 - 4 - 3301	
市川警察署	055 - 272 - 0110	
笛吹警察署	055 - 262 - 0110	
日下部警察署	0553 - 22 - 0110	
塩山警察署	0553 - 32 - 0110	
都留警察署	0554 - 45 - 0110	
富士吉田警察署	0555 - 22 - 0110	
大月警察署	0554 - 22 - 0110	
上野原警察署	0554 - 63 - 0110	

その他			
児童相談	山梨県中央児童相談所	055 - 254 - 8617	
"	山梨県都留児童相談所	0554 - 45 - 7835	
心の健康相談	山梨県精神保健福祉センター	055 - 254 - 8700	
女性相談	甲府市女性総合相談室	055 - 223 - 1255	
"	富士吉田市社会福祉事務所	0555 - 22 - 1111	
無料法律相談案内	(財)法律扶助協会山梨県支部	055 - 235 - 7202	